

【 テールゲートリフター特別教育 】

資料のご利用について

一廃協会は、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化（令和6年2月1日施行）に伴い、会員各位にご活用いただけるよう学科教育用資料を作成いたしましたので、下記ポイントをご一読のうえ、是非ご利用ください。

特別教育について

- ◆ 厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、社内で行うことが原則です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- ◆ 講師の資格要件はありませんが、十分な知識、経験を有する者でなければなりません。
- ◆ 外部研修機関等が行う特別教育を受講させることでも差支えありません。
- ◆ 令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなりますので、現在テールゲートリフターによる作業を行っている人も含め、令和6年1月31日までに忘れずに特別教育を受講してください。
- ◆ 特別教育を実施しない、記録を保存しない事業主には罰則があります。

★ 資料のご利用方法について

- ◆ 資料は、つぎの手順でログインし、ご利用ください。
 1. 協会ホームページの会員専用ページにログインしてください。
 2. 「テールゲートリフター特別教育（WEB研修動画）」というバナーをクリックしますと、パスワードの入力を求められますので、パスワードを入力してください。資料のあるページが開きます。パスワードは会員あてメールでお知らせしています。
 3. 資料は、つぎの2種類をご用意しました。ご利用方法に応じた資料（教材）を使い、受講してください。

① **動画教材**：テキストを見ながら各自で特別教育をご受講いただけます。

② **パワーポイント教材**：各社において講習会を開催する場合にご利用ください。

※資料は規定時間相当で作成されています。休憩を挟みながらご視聴ください。